

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 1 2 日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

所管事業者等における在宅勤務（テレワーク）の更なる推進について
（依頼）

所管事業者及び関係団体等におけるテレワークや時差通勤等の今まで以上の強力な推進については、令和 2 年 4 月 8 日付の大臣官房危機管理官事務連絡により、周知徹底を依頼したところですが、昨日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、総理より、接触削減について、「7 割から 8 割の削減目標との関係では、いまだ通勤者の減少が十分ではない面もあることから、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにする。②どうしても出勤が必要な場合も、出勤者を最低 7 割は減らす。関係省庁は、来週に向けて、強い危機感を持って、中小・小規模事業者の皆さんも含む、すべての事業者の皆さんに、この要請を徹底してください。」との発言がありました。

つきましては、最低 7 割、極力 8 割という接触削減の実現のため、在宅勤務（テレワーク）の推進について、総理発言を踏まえ、改めて緊急事態宣言の対象である 7 都府県に本社、事業所を有する所管事業者及び関係団体等に対し、要請を徹底して頂きますようお願いいたします。

また、昨日の本部では繁華街対策の強化のため、別添 2 及び別添 3 の通り、基本的対処方針の変更が決定されましたので、所管事業者及び関係団体等に対し、変更内容をお伝え頂くとともに、「三つの密」を避ける行動の徹底はじめ、引き続き、基本的対処方針に基づく感染症対策が確実に実施されるよう、周知徹底頂くようお願いいたします。

（別添 1）第 28 回新型コロナウイルス感染症対策本部 内閣総理大臣発言

（別添 2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 4 月 11 日変更）

（別添 3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 新旧対照表